

## 6 保健・福祉

### (1) 生活保護

#### ① 被保護世帯扶助別人員の推移

(各年4月末日現在)

区 分		26年度	27年度	28年度
被保護世帯	世帯数	4,531	4,541	4,512
	人 員	6,434	6,328	6,171
保 護 率 (%)		50.54	50.17	49.30
全国保護率 (%)		17.00	17.00	16.90
生活扶助(人)		6,020	5,854	5,714
住宅扶助(人)		5,948	5,870	5,734
教育扶助(人)		537	491	458
介護扶助(人)		825	888	986
医療扶助(人)		4,875	4,850	4,807
出産扶助(人)		0	0	0
生業扶助(人)		248	250	209
葬祭扶助(人)		15	13	10

#### ② 扶助費の推移

(単位：千円)

扶助費別	26年度		27年度		28年度	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
生活扶助費	3,964,190	35.23	3,814,542	34.37	3,755,086	34.00
住宅扶助費	1,859,708	16.53	1,865,311	16.81	1,832,589	16.59
教育扶助費	72,059	0.64	65,543	0.59	62,600	0.56
介護扶助費	193,344	1.72	207,994	1.87	223,127	2.02
医療扶助費	5,052,576	44.90	5,033,499	45.36	5,073,817	45.94
出産扶助費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
生業扶助費	44,958	0.40	43,961	0.40	37,270	0.34
葬祭扶助費	26,712	0.24	24,013	0.22	23,567	0.21
施設扶助費	38,262	0.34	42,187	0.38	36,204	0.33
就労自立給付金	436	0.00	768	0.00	1,113	0.01
総 額	11,252,245	100.00	11,097,818	100.00	11,045,373	100.00

③ 生活保護の適正化に向けた門真市生活保護行政対策本部を設置

現在の厳しい経済状況の中で、本市の生活保護受給者は、増加の一途をたどっているなか、生活保護行政のさまざまな課題に対し、市全体での共通認識を持ち、全庁的に取り組んでいく必要があると考え、「門真市生活保護行政対策本部」を平成23年1月17日に設置し、対策本部で決定された32の改善項目の改善に向けて、平成25年3月まで様々な取り組みを進めてまいりました。

また、平成25年4月以降の適正化対策につきましては、生活保護担当課の主体的な取り組みに重点を置くよう見直しを行いました。

さらに、対策本部におきましては、取り組みの進捗状況の検証や、課題の検討を行う中で、全庁的な協力要請を行う機能が必要となるため、職員構成の見直しや、適正化に特化した組織構成とするなど、より実践的で、機動性のあるスリムな組織体制といたしました。

④ 生活保護情報専用ダイヤルを設置

本市の生活保護行政の適正実施の取り組みの一環として、不正受給や、急迫状況にある方の情報など、生活保護に関する市民からの情報提供窓口として、平成25年5月より「生活保護情報専用ダイヤル」を開設し、この専用ダイヤル等を通じて寄せられる市民からの貴重な情報を基に、迅速に事実関係の確認調査に努め、早急な対応の検討を行い、厳正な対応を行うことで市民から信頼される生活保護行政の運営と生活保護制度の適正化に努めてまいります。

専用電話 06-6902-6601

ファックス番号 06-6902-6244

専用メールアドレス seiho@city.kadoma.osaka.jp

(2) 障がい者福祉

① 障がい者医療制度

市内在住の65歳未満の重度障がい者(児)で、身体障がい者手帳1級又は2級の所持者、療育手帳Aの所持者、身体障がい者手帳3級～6級の所持者で、かつ療育手帳の程度が中度（B1）と判定された方が対象です。所得制限あり。保険診療に係る自己負担額の一部を助成。

② 老人医療制度

65歳以上の方で以下のいずれかに該当する人の通院及び入院の保険診療に

係る自己負担額の一部を助成。(いずれも所得制限あり)

- ・障がい者医療やひとり親家庭医療の対象となる方
- ・障害者総合支援法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療の適用を受けている方
- ・特定医療費（指定難病）受給者証等を持っている方（一部の疾患は対象となりません。）
- ・障害者総合支援法の精神通院医療を受けている方

### ③ 障害者総合支援法による主な福祉サービス

#### ア 居宅介護

ホームヘルパーによる日常生活での身の周りの支援や通院時の付添いなどを行います。

#### イ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### ウ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活の中で、障がい者の日常生活上の相談や援助を行います。

#### エ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### オ 移動支援（地域生活支援事業）

1人で外出が困難な障がい者にガイドヘルパーを派遣します。

#### カ 意思疎通支援（地域生活支援事業）

聴覚障がい者が、社会生活等を営む上で、意思疎通を図ることに支障がある場合、平時及び緊急時に手話通訳者等を派遣します。

#### キ 日常生活用具の給付・貸与

障がい者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。利用者負担額（限度額まで定率1割）は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

#### ク 計画相談支援

障がい福祉サービスの申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成します。

ケ 補装具費（購入・修理）の支給

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入又は修理に要する費用について支給されます。利用者負担額（限度額まで定率1割）は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

④ 児童福祉法によるサービス

ア 児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいのある就学前のお子さんが療育を受けるための通所サービスを行います。

イ 放課後等デイサービス

障がいのある就学されているお子さんが放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のため継続的に療育を受けることができるサービスを行います。

ウ 保育所等訪問支援

障がい児が保育所等に通われる場合、その施設を訪問し、障がい児等に対し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

⑤ 手当・助成等

ア 特別障がい者手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額26,810円。（平成29年4月に支給月額改定）

イ 障がい児福祉手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額14,580円。（平成29年4月に支給月額改定）

ウ 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金

重度の知的障がい（療育手帳A判定）と重度の身体障がい（身体障がい者手帳1級、2級）を併せ持つ重複障がい者（児）の介護者に支給。月額10,000円。

エ 重度障がい者等住宅改造助成事業

- 重度障がい者（児）等が居住する住宅の改造を行う場合に助成する制度です。
- 助成対象事業 民間の持家または借家で、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等を改造する場合。
- 助成対象世帯 当該世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円以下で、以下のいずれかに該当する方がいる世帯。
  - ・身体障がい者手帳の障がい程度が1級から3級（3級については、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病性による運動機能障がい（移動機能障がい）に限る）で、学齢児以上の方。
  - ・重度知的障がい者（児）の方。

- 助成限度額 500,000円（ただし、介護保険又は門真市障がい者等日常生活用具給付等要綱に基づく住宅改修で給付を受けた場合は、給付額を除く。）

⑥ 難聴児特別補聴器購入費助成

対象者である軽度の難聴児に対し、特別補聴器の購入に要する費用の3分の2が支給されます。対象となる人は、市民税所得割額が46万円未満の世帯または生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の方となります。

(3) 高齢福祉

① 門真市立老人福祉センター

- 所在地 門真市御堂町12-5
- 施設概要 敷地面積 2,006.73㎡ 建物延面積 1,214.32㎡  
鉄筋コンクリート造 2階建  
1階 事務室、ロビー、相談室、和室、機能回復訓練室、  
教養娯楽室、食堂  
2階 大集会室、教養娯楽室、多目的室
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成元年2月13日

② 門真市高齢者ふれあいセンター

- 所在地 門真市岸和田3丁目44-11
- 施設概要 敷地面積 1,983㎡ 延床面積 483.09㎡  
構造 鉄筋コンクリート造（一部木造）平屋建
- 主な施設 事務室、ふれあいサロン、クラフトルーム（創作活動室）、  
和室セミナールーム（研修室）、フィットネスルーム（多  
目的室）
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成13年5月1日

③ 門真市地域高齢者交流サロン

- 所在地 門真市沖町28-2
- 施設概要 敷地面積 198.63㎡  
延床面積 120㎡ 鉄骨造 平屋建

- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成15年5月1日

#### ④ 在宅高齢者支援事業

##### ア 日常生活用具給付事業

対 象：概ね65歳以上で寝たきりまたは一人暮らしで生活保護または非課税世帯の方

○電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付

##### イ 福祉電話の貸与及び電話使用料の補助

対 象：65歳以上の一人暮らし、又は、これに準ずる方で、低所得の方  
(使用料の補助については生活保護受給者は除く)

○安否確認、各種相談等に必要な電話機の貸与及び基本料金等の補助  
(NTTのみ)

##### ウ 緊急通報装置貸与事業

対 象：概ね65歳以上の病弱な一人暮らしの方、又は、高齢者のみの世帯の方

○急病等の緊急時にボタンを押すと、電話回線にてオペレーションセンターに直接つながり、会話ができる装置を貸与

○生計中心者の市町村民税額により負担があります

##### エ 街かどデイハウス通所事業

対 象：概ね65歳以上で在宅で自立した日常生活を送るために支援が必要な方(介護認定の該当者以外の方)

○趣味活動・給食サービスなどの日帰りサービスを提供(送迎はなし)

○食材料費など自己負担があります

#### (4) 福祉施策としての資金貸付事業等

##### ① 門真市援護資金貸付事業(福祉政策課)

- 一時的な収入の減少または特別な事由のある支出の増加によって日常の生計を維持することが困難となった低所得者に対し、生計の回復を援助するために援護資金を貸し付ける制度です。
- 貸付限度額100,000円(50,000円を超えるときは連帯保証人が必要)。

##### ② 生活困窮者自立相談支援事業(福祉政策課)

- 生活に関する困りごとや不安を抱えている方に対して相談支援を行っている

ます。

- 就労に対して不安な方や仕事が決まらず悩んでいる方に就労サポート支援を行う『生活困窮者就労準備支援事業』や、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方で住居を喪失または喪失するおそれのある方に対して住居費を支給する『住居確保給付金』など、一人ひとりの状況に合わせた自立支援計画を策定します。
- 受付窓口：門真市社会福祉協議会（平日午前9時～午後5時30分（12時～12時45分は除く。））

## (5) 健康増進事業

### ① 母子保健事業

妊産婦・乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るため、乳幼児相談、妊産婦健康相談、乳児一般健診、4か月児健診、乳児後期健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診、経過観察健診、ママパパ（妊婦）教室、離乳食講習会、赤ちゃんランド、妊産婦乳幼児等訪問指導を実施しています。乳児一般健診と乳児後期健診は公費負担券を交付し医療機関で受診できるようにしています。

### ② 保健事業

市民を対象に疾病の予防、健康保持・増進を図るため、15歳～39歳の市民及び生活保護世帯を対象とした一般健診、胃がん検診・大腸がん検診・子宮がん検診・肺がん検診・乳がん検診、骨粗鬆症検診、成人歯科検診を実施しています。子宮がん検診、乳がん検診については、特定の対象者のみに無料クーポン券を送付しています。

このほかに、健康手帳の交付、機能訓練、健康教育、健康相談、訪問指導等を行っています。

### ③ 予防接種事業

感染症のまん延を防止するため、予防接種法による各種予防接種を、集団や個別において実施しています。

◇定期接種

集団接種：BCG

個別接種：ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・4種混合・2種混合・日本脳炎・麻しん風しん混合・水痘・ヒトパピローマウイルス感染症・成人用肺炎球菌・高齢者インフルエンザ

### ④ 妊婦健康診査公費負担事業

妊婦の方々の経済的負担を図ることで健康診査の受診を促進し、妊婦の健康管理の充実を目的に、妊婦健康診査受診費用の一部を1人につき、1回目20,000円、2回目から14回目は5,000円、補助券は、初期・中期・後期にそれぞれ5,000円ずつの、合計100,000円を助成しています。また、平成29年度より妊婦歯科健康診査の公費負担も開始しています。

(6) 門真市保健福祉センター

門真市保健福祉センターは、保健・医療・福祉の分野における市民の多様なニーズに対応するため、各種サービスを総合的に効率よく供給できる中核的施設です。

- 所在地 門真市御堂町14番1号
- 施設概要
  - 敷地面積 4,416.00㎡
  - 建築面積 2,649.004㎡
  - 延床面積 10,869.376㎡
  - 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨
  - 地下1階、地上4階
- 工 費 5,344,500千円
- 開館年月日 平成12年7月1日
- 事業内容

	施設名	事業内容
1      階	総合相談窓口	保健・福祉に関する相談と情報提供を行います。
	育児サポートセンター	育児に関する相談を総合的に受け付けます。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の相談や養成を行います。
	リサイクルセンター	高齢者・障がい者向けの介護用品の作成やリサイクルを行います。
	ふれあいサロン (アトリウム)	保健福祉に関してのイベント開催など全ての市民がふれあい憩う空間です。
	ふれあいコーナー	障がい者の雇用、社会参加、健常者との相互理解を促進するための交流サロンです。
	診療所	土曜日の夜間に内科・小児科の診療、日曜日・祝日・年末年始に内科・小児科・歯科の診療及び毎水曜日に障がい者を対象とする歯科の診療を行います。
いきいきネット相談 支援センター	どこに相談したらいいかわからない相談やさまざまな分野にまたがる相談を聞いたり、相談先に同行するなど、各種福祉サービスへのつなぎや利用支援を行います。	



	門真市社会福祉協議会	紙おむつ給付、車イス短期（3ヶ月）貸出し、校区福祉委員会活動、大阪府生活福祉資金などの事業を行います。
	門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス	市内在住の障がい者の方とその家族、関係者から日常生活全般についての相談を聞き、住み慣れた地域で安心して生活できるようお手伝いするセンターです。
	門真市障がい者基幹相談支援センター えーる	地域で生活する障がい者の相談や支援を行います。また、地域の相談事業所間の連絡調整、関係機関との連携による支援を行います。
2 階	障がい者福祉センター	在宅障がい者に対し、創作活動、社会適応訓練など、通所によるデイサービスを行います。
	理学療法室	リハビリに関する相談や障がい者の交流・集団レクリエーションの場として使用します。
	日常生活動作訓練室	保健・医療・福祉に関する研修会や会議などに使用します。
3 階	保健センター	市民の健康の保持増進を図るため健康相談、保健指導、健康診査など各種の保健サービスを行います。
	プレイルーム	乳幼児の教室などを行います。
	多目的室	保健・医療・福祉に関係した行事などを行います。
4 階	調理実習室	各種保健事業に使用するとともに、ボランティアによる食育の啓発・普及の場として活用します。
	視聴覚室	A V機器を使用した保健・医療・福祉に関する講演会やシンポジウムなどに使用します。
	会議室1・2・3	保健・医療・福祉に関する会議などに使用します。
	事務室	健康増進課の事務室です。

## 専用使用施設

次の施設は、有料で市民が利用できます。

	午 前	午 後	全 日	
	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	午後 1 時 から 午後 5 時まで	午前 9 時30分から 午後 5 時まで	
ふれあいサロン (アトリウム)	1,400 円	1,800 円	3,200 円	
視 聴 覚 室	1,500	1,900	3,400	
会 議 室	1	800	1,000	1,800
	2	800	1,000	1,800
	3	900	1,200	2,100

## 駐 車 場

使 用 時 間	使 用 料
30分まで	無 料
30分を超えた場合30分ごと	150 円



(7) 国民健康保険事業

① 事業開始 昭和24年5月1日

② 被保険者数

区 分	世 帯 数	被保険者数
平成28年度末現在	22,268 世帯	35,463 人
年 間 平 均	22,899 世帯	36,873 人

③ 保 險 料 (③～⑤は平成29年度)

ア 医療保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{8.81}{100}$
被保険者均等割	$\frac{35}{100}$	25,260 円
世帯別平等割	$\frac{15}{100}$	17,300 円

・賦課最高限度額 54万円

イ 後期高齢者支援金

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{2.89}{100}$
被保険者均等割	$\frac{35}{100}$	8,570 円
世帯別平等割	$\frac{15}{100}$	5,870 円

・賦課最高限度額 19万円

ウ 介護保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{2.21}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{50}{100}$	13,920 円

- 賦課最高限度額 16万円

④ 保 険 給 付

ア 診療給付の割合

一 般	7 割
退 職 (本人・被扶養者)	7 割
小学校入学前	8 割

イ 高額療養費の支給

ひと月の医療費の自己負担額（保険適用分のみ）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。医療機関からの保険請求の時期によりますが、受診月の約3ヶ月後に該当している被保険者に通知します。

【70歳未満の人】

医療機関の窓口での支払いについては、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、窓口で提示すると支払いを自己負担限度額で止めることができます。

※ 自己負担限度額（月額）（平成27年1月改正）

所得区分・総所得金額等/回数		3 回 目 まで	4 回 目 以 降
上 位 所 得 者	901万円超	252,600円 + 総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%	140,100 円
	600万円超901万円以下	167,400円 + 総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%	93,000 円
一 般	210万円超600万円以下	80,100 円 + 総医療費が267,000 円を超えた場合は、超えた分の1%	44,400 円
	210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯		35,400 円	24,600 円

【70歳以上75歳未満の人】

医療機関の窓口での支払いについては、現役並み所得者と一般の人は、自動的に自己負担限度額で止まりますが、低所得Ⅰ、Ⅱの人は、事前の申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、窓口で提示すると支払いを自己負担限度額で止めることができます。

※ 自己負担限度額（月額）（平成29年8月改正）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (44,400円) (注1)
一 般	14,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 (44,400円) (注1)
低所得Ⅱ(注2)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(注3)		15,000円

(注1) ( )内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額。

(注2) 低所得Ⅱとは、同一世帯員全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者。

(注3) 低所得Ⅰとは、同一世帯員全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)または同一世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者。

※ 入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。

ウ 出産育児一時金 404,000円（平成27年1月改正）

※ 産科医療補償制度加入者は、420,000円（平成21年10月改正）

エ 葬 祭 費 35,000円

⑤ 保健事業

ア 健康チェックとしての人間ドックを受診される30歳以上75歳未満の被保険者に対して、費用の半額を補助します。また、脳器質検査もあわせて受診できます。

イ 啓発事業として被保険者に対して医療費通知を行っています。

ウ 40歳以上75歳未満の国保加入者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行っています。

⑥ 国保会計決算（款別）

（単位：千円）

		年度	平成26年度	平成27年度	増減率(%)
款別					
歳 入	国民健康保険料		3,331,754	3,236,053	△2.87
	使用料及び手数料		512	613	19.73
	国庫支出金		4,705,437	4,484,252	△4.70
	療養給付費等交付金		486,262	295,392	△39.25
	前期高齢者交付金		4,218,742	4,423,853	4.86
	府支出金		1,074,961	995,456	△7.40
	共同事業交付金		1,924,119	4,408,135	129.10
	財産収入		4	4	0.00
	繰入金		2,066,090	2,249,572	8.88
	諸収入		18,578	53,621	188.63
	計		17,826,459	20,146,951	13.02
歳 出	総務費		321,722	321,878	0.05
	保険給付費		11,769,497	11,696,799	△0.62
	老人保健拠出金		78	78	0.00
	介護納付金		933,574	759,779	△18.62
	共同事業拠出金		1,879,447	4,491,614	138.99
	保健事業費		80,617	83,648	3.76
	公債費		872	712	△18.35
	諸支出金		187,104	143,769	△23.16
	予備費		0	0	0.00
	繰上充用金		2,598,620	2,187,199	△15.83
	後期高齢者支援金等		2,240,387	2,206,612	△1.51
	前期高齢者納付金等		1,740	1,486	△14.60
	計		20,013,658	21,893,574	9.39
歳入歳出差引額			△ 2,187,199	△1,746,623	20.14

## 7 こども

### (1) こども政策

#### ① 未熟児養育医療給付

身体の発育に未熟性があり、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児に係る医療を給付。

#### ② こども医療費助成

小学校6年生までの児童に対し、通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。中学校1から3年生までの児童は、入院のみ申請による償還払いにて助成。所得制限なし。(平成29年10月から通院・入院とも18歳到達後最初の年度末までに拡大)

#### ③ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭などで児童を養育している母又は父等と18歳到達後最初の年度末までの児童に対し、通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。所得制限あり。

#### ④ 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している家庭の生計中心者が受けられます。手当は6・10・2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

※所得制限限度額内の方

- 支給月額     0歳～3歳未満15,000円  
                  3歳～小学校修了前10,000円  
                  (第3子以降の場合は15,000円)
- 中学生 10,000円

※所得制限限度額を超過する人は1人につき5,000円(特例給付)

扶養人数	所得制限限度額
0人	622万円未満
1人	660万円未満
2人	698万円未満
3人	736万円未満
4人以上	1人につき38万円加算

※所得制限限度額は世帯合算ではなく、児童手当の受給者の所得額が対象です。

⑤ 児童扶養手当

母子家庭・父子家庭・親が政令で定める程度の障がいの状態にある家庭などで18歳到達後最初の年度末までの児童（政令で定める障がい者の場合20歳未満）を養育している母、父又は養育者に支給。申請者及び扶養義務者による所得制限あり。

児童1人の場合 42,290～9,990円

2人目 9,990～5,000円

3人目以降1人増すごとに 5,990～3,000円

※ 所得額・公的年金受給等に応じて支給月額が変わります。

※ 手当は毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

⑥ 特別児童扶養手当

20歳未満で、政令で定める障がいの状態にある児童を養育している者に支給。所得制限あり。

1級 月額 51,450円

2級 月額 34,270円

※ 手当は毎年4月期（12～3月分）、8月期（4～7月分）11月期（8～11月分）に支給されます。



## (2) 子育て支援

### ① 放課後児童クラブ運営事業

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図るため、実施しています。

実施場所 市立小学校放課後児童クラブ室

対象者 門真市に在住し、かつ、小学校に就学している児童

活動時間 (1) 月曜日～金曜日 放課後～午後6時

(2) 土曜日、学校休業日 午前8時30分～午後6時

※日曜日、祝日、3月31日及び年未年始(12月29日～翌1月3日)は休み

利用料 月額 4,500円

### ② かどまファミリー・サポート・センター

育児に関する相互援助の拠点として、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織の運営を平成15年10月から実施しています。

(場 所) 門真市民プラザ1階

(開所時間) 午前9時～午後5時30分

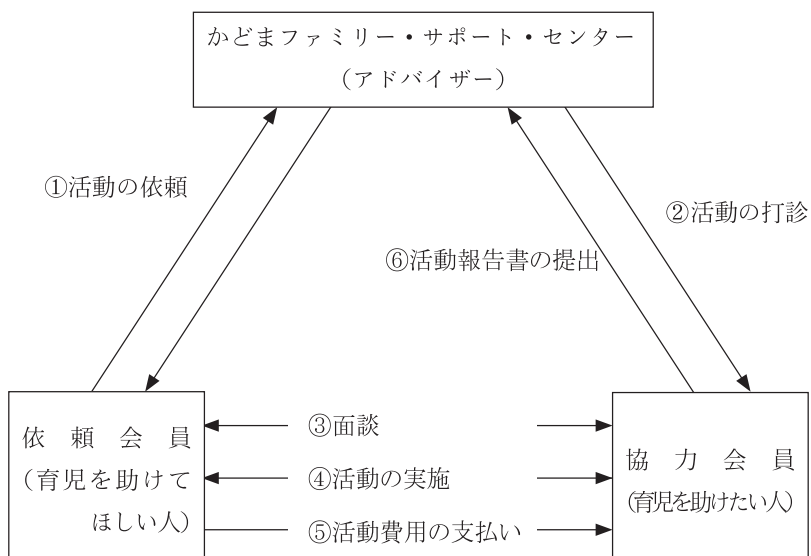
(休 所 日) 土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(援助活動の主な内容)

- ① 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 学校の放課後の子どもの預かり
- ⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ⑥ 買い物等の外出の際の子どもの預かり
- ⑦ その他

※ 宿泊を伴う活動は不可

(活動の手順)



(活動費用)

活 動 日	費用の基準
平日・土曜日 (午前7時～午後8時)	1時間当たり 700円
日曜日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までと上記以外の時間帯	1時間当たり 800円

③ 赤ちゃんの駅事業

乳幼児を持つ保護者の外出を支援するために、授乳やおむつ替えのできるスペースを「赤ちゃんの駅」として設置しています。

(設置場所) 市役所、保健福祉センターなど公共施設や市内の保育園、幼稚園(44カ所)

\* 対応可能な施設のみ、ミルク用のお湯を提供しています。

- ④ 門真市子育て応援ポータルサイト運営事業「すくすくかどまっ子ナビ」  
赤ちゃんができたときの手続きの仕方から、健診・予防接種のお知らせ、各種手当、子育てイベント、保育園の情報などをインターネットを使用して、タイムリーに発信しています。

パソコンや携帯電話を使用して、手軽に閲覧することができます。

ホームページアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/>

携帯サイトアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/m/>

携帯サイトQRコード

モバイルサイト

このサイトが  
携帯でも  
ご覧頂けます



- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。

支援が必要な家庭に対しては、具体的な育児支援につなげることを目的とします。

（訪問員）・市規定の訪問員研修を受講した者

- ⑥ 病児保育事業

保護者が働いているなどの事情で、子どもが病気のとときに自宅で保育できない場合、一時的に保育する事業です。

実施場所 病児保育室「ティーグル」(門真市末広町18-9)

対象者 保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な生後6カ月から小学校3年生までの児童

※利用に当たっては、市の窓口で事前登録を行う必要があります。

(3) 保育幼稚園

① 幼稚園の概要

(平成29年5月1日現在)

区 分		校 園 数	学 級 数	園 児	保 有 校 数	
					体 育 館	プ ー ル
幼 稚 園	市 立	2	4	91	0	2
	私 立	6	59	1,392	—	—
計		8	63	1,483	0	2

② 市立幼稚園児数の推移

(各年5月1日現在)

年	24	25	26	27	28	29
園 児	170	132	104	111	105	91

③ 幼稚園の状況

ア 市立幼稚園

(平成29年5月1日現在)

区分 園名	開園年月日	定員 (人)	現員 (人)	園地 面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)
南	昭和46年4月1日	130	32	2,732	1,450	562
大和田	昭和52年4月1日	130	59	2,429	1,337	720
計		260	91	5,161	2,787	1,282

※ 面積については、施設台帳集計（文科省基準による）

イ 私立幼稚園

(平成29年5月1日現在)

区分 園名	創立年月日	定員 (人)	現員 (人)	園地 面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)
大阪愛徳	昭和31年4月1日	260	130	2,502	1,062	1,592
すずらん	昭和35年4月1日	545	256	3,392	1,550	2,482
さくら	昭和42年4月1日	280	185	3,713	962	1,152
大阪ひがし	昭和42年4月1日	490	455	2,920	1,469	2,184
だいわ	昭和44年4月1日	380	17	4,030	2,800	1,657
門真めぐみ	昭和46年4月1日	560	349	2,862	1,322	1,891
計		2,515	1,392	19,419	9,165	10,958

④ 保 育 所

ア 市 立

(平成29年4月1日現在)

名 称	開園年月日	現 員 (人)		定 員 (人)
		3歳未満児	3歳以上児	
上野口保育園	昭和43年12月1日	21	45	70
浜町保育園	昭和46年4月1日	33	66	100
南保育園	昭和46年4月1日	56	118	180
合 計		110	229	350

イ 私 立

(平成29年4月1日現在)

名 称 (保育所)	定 員 (人)	名称 (簡易保育施設)	定 員 (人)
門 真 保 育 園	110	都 市 型 保 育 園 ポポラー大阪古川橋園	42
め ぐ み 保 育 園	120	Kidsハッピーハウス PonPon	12
脇 田 保 育 園	150		
北 巢 本 保 育 園	120		
き た じ ま 保 育 園	70		
い ず み こ 保 育 園	70		
す え ひ ろ 保 育 園	50		
合 計	690	合 計	54

⑤ 認定こども園

私 立

名 称	定 員 (人)
幼保連携型認定こども園おおわだ保育園	保育所部分 175 幼稚園部分 6
認定こども園まことしょうじこども園	保育所部分 120 幼稚園部分 3
柳 町 園	保育所部分 162 幼稚園部分 12
古 川 園	保育所部分 150 幼稚園部分 12
幼保連携型認定こども園三ツ島保育園	保育所部分 106 幼稚園部分 9
フ ェ ー ス ト 保 育 園 ( 三 ツ 島 保 育 園 分 園 )	保育所部分 27 幼稚園部分 0
幼保連携型認定こども園たちばな幼稚園	保育所部分 78 幼稚園部分 140
認 定 こ ど も 園 ふ じ 幼 稚 園	保育所部分 50 幼稚園部分 150
幼保連携型認定こども園智島保育園	保育所部分 207 幼稚園部分 6
幼保連携型認定こども園うちこし保育園	保育所部分 68 幼稚園部分 0

⑥ 地域型保育 (小規模保育事業)

私 立

名 称	定 員 (人)
お ひ さ ま 保 育 園	16
た ん ぼ ぼ 保 育 園	8
な ご み 広 場	14
麦 の 子 共 同 保 育 園	18
ま め っ こ く ら ぶ	18

⑦ 病児保育・病後児保育

病 児 保 育 室 テ ィ ー グ ル	1 日 5 人
幼保連携型認定こども園智島保育園病後児保育室	1 日 3 人

⑧ 保育所、認定こども園、地域型保育事業での保育（2号、3号）認定の利用者負担額表

階層	定義	利用者負担額（月額）				
		3号認定	2号認定			
		3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
C	市町村民税の均等割のみ課税される世帯	ひとり親世帯等	3,600円	2,100円	2,100円	0円
		上記以外の世帯	7,500円 (7,400円)	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	0円
D1	市町村民税所得割課税額が20,000円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,200円	2,700円	2,700円	0円
		上記以外の世帯	8,800円 (8,700円)	7,000円 (6,900円)	7,000円 (6,900円)	0円
D2	市町村民税所得割課税額が20,000円以上33,900円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,500円	2,800円	2,800円	0円
		上記以外の世帯	12,000円 (11,800円)	9,500円 (9,400円)	9,500円 (9,400円)	0円
D3	市町村民税所得割課税額が33,900円以上68,500円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,800円	3,000円	3,000円	0円
		上記以外の世帯	16,000円 (15,800円)	13,600円 (13,400円)	13,600円 (13,400円)	0円
D4	市町村民税所得割課税額が68,500円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	6,000円	4,100円	3,800円	0円
		上記以外の世帯	20,000円 (19,700円)	18,600円 (18,300円)	17,200円 (17,000円)	0円
	市町村民税所得割課税額が77,101円以上101,500円未満の世帯		20,000円 (19,700円)	18,600円 (18,300円)	17,200円 (17,000円)	0円
D5	市町村民税所得割課税額が101,500円以上128,200円未満の世帯		27,600円 (27,200円)	24,000円 (23,600円)	21,400円 (21,100円)	0円
D6	市町村民税所得割課税額が128,200円以上154,700円未満の世帯		33,400円 (32,900円)	24,800円 (24,400円)	21,800円 (21,500円)	0円
D7	市町村民税所得割課税額が154,700円以上182,000円未満の世帯		36,000円 (35,400円)	25,700円 (25,300円)	22,200円 (21,900円)	0円
D8	市町村民税所得割課税額が182,000円以上233,500円未満の世帯		44,600円 (43,900円)	26,600円 (26,200円)	22,600円 (22,300円)	0円
D9	市町村民税所得割課税額が233,500円以上268,000円未満の世帯		47,600円 (46,800円)	27,000円 (26,600円)	23,000円 (22,700円)	0円
D10	市町村民税所得割課税額が268,000円以上388,800円未満の世帯		48,800円 (48,000円)	28,000円 (27,600円)	23,400円 (23,100円)	0円
D11	市町村民税所得割課税額が388,800円以上の世帯		51,400円 (50,600円)	29,000円 (28,600円)	24,000円 (23,600円)	0円

※ 年齢は、当該年度の4月1日時点での年齢です。

※ 利用者負担額の（ ）内は、保育短時間認定（1日あたり最大8時間利用可能）を受けた児童の利用者負担額です。

※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例が適用される前の金額になります。

※ 4月から8月の利用者負担額は前年度の市町村民税額で、9月から翌年3月の利用者負担額は当年度の市町村民税額により決定されます。



⑨ 保育時間一覧表

ア (公立)

施設名	開所時間
公立保育園	7:30～18:30

※ 門真市の公立保育園全園で延長保育（有料）を行っています。延長保育時間は、18:30～19:00です。

イ (民間)

施設名	開所時間
古川園	7:00～19:00
門真保育園	7:30～19:00 土曜 7:30～17:00
めぐみ保育園	7:30～19:00
幼保連携型認定こども園 智鳥保育園	7:00～19:00
脇田保育園	7:30～19:00
北巢本保育園	7:30～19:00 土曜 7:30～18:30
幼保連携型認定こども園 おおわだ保育園	7:00～19:00
幼保連携型認定こども園 三ツ島保育園 <small>(分園含む)</small>	7:00～19:30 土曜 7:00～18:00
幼保連携型認定こども園 うちこし保育園	7:00～19:00 土曜 7:00～18:00
認定こども園 まことしょうじこども園	7:30～20:00
きたじま保育園	7:00～20:00 土曜 7:00～18:00
柳町園	7:30～19:30
いずみっこ保育園	7:30～20:00
おひさま保育園	7:30～19:00
幼保連携型認定こども園 たちばな幼稚園	7:30～19:00
認定こども園 ふじ幼稚園	7:30～18:30
たんぽぽ保育園	7:30～19:30
なごみ広場	7:30～19:00
すえひろ保育園	7:00～19:00 土曜 7:00～18:00
麦の子共同保育園	7:30～19:00 土曜 7:30～19:00
まめっこくらぶ	7:30～18:30 土曜 なし

ウ 病児保育・病後児保育

施設名	開所時間
病児保育室ティーグル	8:30～17:30 土曜 なし
幼保連携型認定こども園 智鳥保育園 病後児保育室	8:00～18:00 土曜 なし

- ※ 保育時間は、児童の年齢、状況等により、変更することがあります。  
詳細は、直接施設にお問い合わせください。
- ※ 延長保育時間・延長保育料等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。
- ※ 上記の開所時間には、延長保育（有料）も含まれています。

⑩ 幼稚園預かり保育事業

対象児童

門真市内に居住している1歳児及び2歳児の児童で、教育保育施設等の利用に関する実施基準に該当している児童。

利用料金

幼稚園預かり保育に係る利用料は、「保育所、認定こども園、地域型保育事業での保育（2号、3号）認定の利用者負担額表の保育標準時間認定の利用者負担額に準じます。

※その他諸経費については、別途。

実施施設及び開園時間

施設名	定員（人）	保育時間
門真めぐみ幼稚園	12	7:30～18:30

- ※幼稚園預かり保育では、延長保育を行っていません。
- ※保育時間は、平日、土曜日ともに上記の時間帯です。

(4) こども発達支援センター（福祉型児童発達支援）

- 所在地 門真市北島 546（門真市民プラザ内）
- 施設概要 延べ床面積 2,920.66㎡  
鉄筋コンクリート造 4階建（内1階から3階までがセンター）
- 開園日 平成26年4月1日
- その他 定員 通園グループ 80人（平成29年5月1日現員68人）  
地域支援グループ
  - 発達障がい児個別療育事業 18人
  - 保育所等訪問事業 定員なし
  - 相談支援訪問事業 定員なし